

(監査事務局：監査結果に関する措置状況の公表（臨時監査）)

監査委員公表第 677 号

令和 3 年 3 月 31 日 付け 監査第 789 号 で 提出 した 臨時 監査 結果 の 報告 に 対 し、 大分 県 知事 から、 措置 を 講じ た 旨 の 通知 が あ っ た の で、 地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 199 条 第 14 項 の 規 定 に よ り 次 の と お り 公 表 す る。

令和 3 年 8 月 1 0 日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	井	上	明	夫
大分県監査委員	藤	田	正	道

1 指摘事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(知事部局・商工観光労働部)		
産業科学技術センター	令和 2 年 5 月 22 日	<p>指摘事項</p> <p>公用車の管理について、自動車損害賠償責任保険及び自動車検査証の有効期間満了後に運行していた事実があったことから、再発防止の措置を執らなければならなかったにもかかわらず、自動車検査証の有効期間を周知するなどの公用車の適正管理の措置が徹底されていない事例や「庁用自動車等使用簿」にある「管理者点検記入欄」の記載がない事例などが認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>公用車のダッシュボード上への車検満了日の表示や、庁用自動車等使用簿の記載など、車両担当者だけでなく総務担当者全員で確認することを徹底した。</p> <p>また、毎月実施するセンター会議、管理担当者会議において、交通安全及び車検切れ運行防止や定期点検を徹底するとともに、内部統制制度のチェックリスト一覧表等を活用することで、再発防止に努めていく。</p>

2 注意事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
(知事部局・福祉保健部)		
こども・女性相談支援センター	令和 2 年 4 月 16 日	<p>注意事項</p> <p>ETCカードの管理について、保管責任者は、使用簿の記載を使用者任せとし、また、カード返却後速やかに使用金額を確認するところを月締めで整理するなど、適正な管理がされていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p>

保管責任者はE T Cカードの使用の要求があった都度、使用者へ交付し、使用後に通行区間を確認し返却を受けることとした。

休日、夜間の使用について用度管財課と協議し、使用した場合は、翌開庁日に使用状況の確認とカード（現物）の確認を行い、紛失等事故のないよう管理の徹底に努めている。

また、全職員に対し、E T Cカードの適正管理について周知を図った。